

DV対策について検討を進めていく主な論点
～保護命令制度の改善～

2020年9月8日

委員 可児 康 則

1. 保護命令の現状～機能不全

配暴センターへの相談件数は高止まり、警察への相談件数は右肩上がり。

他方、一時保護件数と保護命令の件数は大きく減少。

保護命令は、申立件数、発令件数ともにピーク時の7割弱（2177/3152）。

*申立件数：2177件/3152件（2012年）・・・69.07%

発令件数：1700件/2528件（2014年）・・・67.25%

発令件数は、諸外国との比較でも非常に少ない。

↓

もともと少ない発令件数が、近年、更に減少。

※ 保護命令が被害者の安全を守る制度として機能していない。

2. 求められる対策の方向

・・・法改正により、保護命令を、被害者が利用しやすい制度に変えていく。

① 非身体的暴力の被害者も保護命令の利用を可能にすべき

・非身体的暴力によるダメージは、身体的暴力のそれに比べて軽くはない。

*「心理的DVは身体的DVより軽いものと考えられがちであるが、心理的DVによって支配された母は子どもを守ることができなくなる点で、外から見えやすい身体的DVよりも、子どもにとっての危険度は増大すると思えなければならない」（野田市児童虐待死亡事例検証報告書・57頁）。

↓

身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「暴力」と定義しつつ（DV防止法1条1項）、他の条項において、身体的暴力と非身体的暴力を区別して取り扱うのは適切でない（第三章の暴力も身体的暴力に限定する理由なし）。

法による暴力の区別が、精神的、非身体的暴力を軽んじることにも繋がる。



申立権者を、DV防止法1条1項の暴力を受けた者と拡大(附則検討条項)

- ・もともと、それだけでは不十分。

保護命令の発令要件は、過去に暴力を受けたことに加え、「その生命又は身体的に重大な危害を受けるおそれ大きい」ことが必要。立法者らの解説によると、『被害者が殺人、傷害等の被害を受けるおそれ大きい場合という意味』(詳解DV防止法132頁)。

非身体的暴力を含める場合、「重大な」危害(殺人、傷害等の被害)の要求は過大。申立権者を拡大しても、この要件で却下される可能性。



「重大な」を削除し、「その生命又は身体に危害を受けるおそれ大きいとき」などとすべき。 c f. 支援措置

② 保護命令の内容、種類の充実

- ・現状は、接近禁止命令(6か月)と、退去命令(2か月)のみ。



なぜ、被害者が逃げなければならないのか?

- ・・・被害者が逃げなくても良い制度の必要

被害者が従前の住居で生活を続けられるような長期の退去命令

- ・被害者の置かれた状況は様々

例) 暴力禁止命令、刑事事件で有罪判決を受けた加害者に対する長期の保護命令、申立てから保護命令発令までの暫定的な保護命令など。

被害者のニーズに応じた命令の創設

③ ストーカー規制法の改正(2017年)を踏まえた改正

- ・保護命令の発令期間

現状の接近禁止命令

- ・・・期間6か月。再度の申立てのハードルも高い。

手続の労力(大変さ)に対し、得られる結果が小さい。

ストーカー規制法の禁止命令（同法 5 条）は、期間が 1 年と長く、しかも 1 年ごとに聴聞を経て更新可能。

保護命令は、裁判所を通じ、より慎重な判断がなされている。

保護命令の効力期間を禁止命令より短くする合理的理由も、延長を厳格に制限する合理的理由もない。

↓

保護命令についても、禁止命令と同様、期間を 1 年とし、再度の申立てではなく、延長を可能とすべき。

・違反に対する罰則

DV防止法の制定当時、ストーカー規制法の禁止命令違反の罰則を勘案し、それと同じ「1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」とした。ストーカー規制法の禁止命令違反の罰則は、2017 年の改正により「2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金」と引き上げられている。

裁判所の命令である保護命令への違反を、行政命令である禁止命令違反に比べて軽く扱う理由はない。

↓

立法時の議論からも、禁止命令違反の罰則に合わせ、保護命令違反の罰則を「2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金」とすべき。

以上